

## 勿凝学問 112

年金財政シミュレーションという研究について

朱に交わっても赤くなるなよ

2007年10月29日

慶應義塾大学 商学部

教授 権丈善一

世にはかわいそうなことがしばしば起こるようで、数年前に、当方の大学院講義に出席していた、今や立派な社会人となった昔の学生が、ある学会に報告希望を出す際に、まあ、取りあえずと、第2志望のコメンテーターにわたくしの名前を書いていたらしい。そうすると、あろうことか第1志望の先生が他の人のコメントをすることになったらしく、彼のコメンテーターには第2志望の人物が決まってしまった。彼の報告テーマは「年金財政シミュレーション・・・」。彼はひよっとすると厄年かもしれない――。

学会報告でのそのセッションでは、第1報告も、第2報告も・・・公的年金を民営化したり保険方式から租税方式に変更したりする年金財政シミュレーションの研究であり、コメンテーターやフロアーからの質問者も、シミュレーションの技術的な話で盛り上がっていた。そんな中、わたくしの出番となり、かつての当方の講義の学生に次の質問をした。

### 質問

- 制度移行問題について、同じような研究をしている人たちの間でどのような議論をしているのか？
- 他の制度、たとえば、年金受給年齢以前の生活保護制度との整合性について、同じような研究をしている人たちの間でどのような議論をしているのか？
- 制度移行後の年金受給要件について、同じような研究をしている人たちの間でどのような議論をしているのか？



会場は、シーンとする。最後に、司会者が「なにか質問、ご意見はありませんか」と

問うても、水を打ったような静けさ——そして終了。

これまでこの国でなされた年金財政シミュレーションでは、たとえば、現行制度から財源を消費税にするばあいには、いまずぐ全員に基礎年金の満額が給付されることが仮定されてきた。そのとき彼らは、「租税方式の下では、未納未加入問題が解消され、結果、無年金低年金問題も解消されるメリットがある」と言いつづけてきた。不思議なことに、未納未加入問題があり、ゆえに無年金低年金問題があるために租税方式に切り替えることが難しくなるという側面を、彼らは考えたことがないようなのである。

## 基礎年金の租税方式化とは？

- 保険料拠出履歴があり、年金受給権に濃淡があることを前提
  - 3つの租税方式化方法
    - 拠出履歴を無視
      - 政治的に不可能
    - 拠出履歴を反映させた年金額を、最低保障年金に上積みをする
      - 財政的に不可能、屋上屋を架すことになり理論的にも無理
    - 制度改革前の拠出履歴に比例させて基礎年金を給付し、制度改革後は租税方式の年金を給付

7



先週の経済財政諮問会議の報告でも、現行年金制度の最大の課題は未納未加入問題だと指弾する。つづけて、これを解決するために租税方式にすべしと言う。けれども、過去に未納未加入問題があり、そのために、無年金低年金者が目の前に存在するという事実そのものが、実は、彼らの言う解決策である租税方式への移行の最大の障壁として制度変更の前に立ちはだかるのである。今朝方、勿凝学問 111 に書いた文章では、こうなる。

### 「勿凝学問 111 [もはやコミカルな年金租税方式論者たち](#)」

ちなみに、租税を基礎年金の財源にすれば未納未加入問題が解決するという彼らの錦の御旗も危ないもの。世の中、 $1 + 1 = 2$  とならないところがおもしろいところで、租税を財源にすれば未納未加入問題は解決するという話は  $1 + 1 = 2$  のように当たり前のことと信じられているけど、そこに「制度移行の問題」を介在させると、摩訶不思議、民主党案のように、財源を租税にしても未納未加入問題が解決されないままになったりするんだよね（[「年金騒動の政治経済学」](#) 11 頁参照）。

かつて次のように書いたことがある。

「勿凝学問7 [2004年、年金と政治、そして将来の考え方](#)」(2004年4月17日脱稿)

『医療年金問題の考え方』190頁

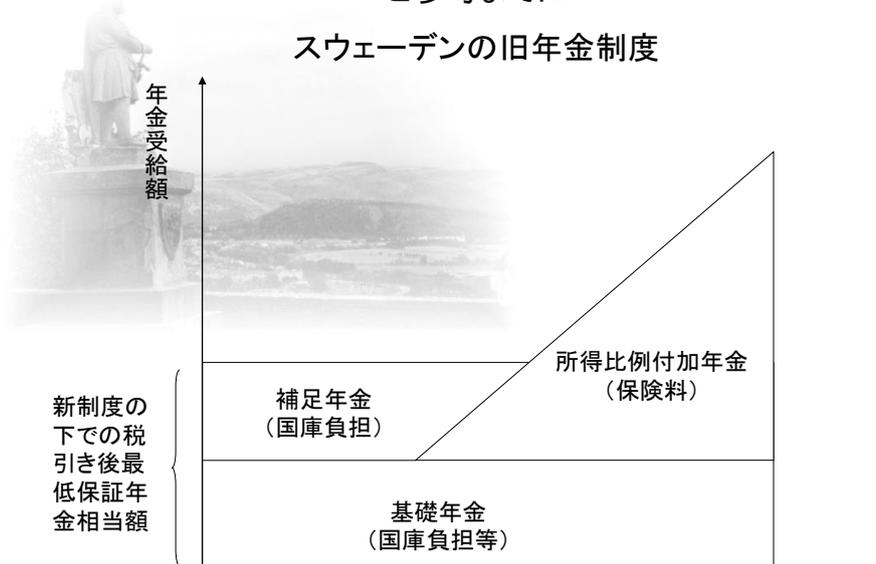
今の政府案は、第1号被保険者には基礎年金一本、そして第2号被保険者には基礎年金と報酬比例年金からなる2階建て公的年金の型を踏襲している。この制度を走らせながら、将来的に、スウェーデン型をモデルとした公的年金に修正することは可能である。それが可能であることは、まずもって、1999年に世界の手本となる年金改革を遂行したスウェーデンが実証してくれている。改革前のこの国の公的年金は、日本の被用者年金と同じく、基礎年金を1階として、2階に報酬比例年金を上乗せした2階建て年金であった。その形から、今日、わが国をはじめ世界中から注目を集めている、報酬比例年金を軸に据え、最低保証年金で低所得者対策を行う形に修正できているのである。

この文章は、大変な間違いであった。

スウェーデンの1999年改革以前の年金は、次のようなものであり、改革以前から、高齢者は改革後の最低保証年金相当額を受給していたのである。

ご参考までに

### スウェーデンの旧年金制度



Cichon という研究者は、1999年のスウェーデン年金改革を評して、Old Wine in New Bottle (新しい皮衣に古い酒をいれる) と記しているのであるが、それはきわめて妥当な評

価である<sup>1</sup>。1999年改革前の基礎年金プラス補足年金からなる公的年金給付額を、改革後に低所得者への給付に限って最低保証年金と読み替えたただけだったのである<sup>2</sup>。この時、最低保証年金という新制度への移行の問題は問われない。要するにスウェーデンには日本のような未納未加入問題がなかったために、最低保証年金がスムーズに実現できたのである。

さらにスウェーデンでは、生活保護もかなりジェネラスであるために、年金受給年齢の前後で、公的給付額や給付要件が極端に不連続にはならない。ゆえに、スウェーデンの制度には、次のような、民主党が提案する最低保障年金に向けられた批判はあてはまらないことになる。

「勿凝学問 38 [もうひとつの終戦記念日 2005年8月9日](#)」（2005年8月13日脱稿）

『医療年金問題の考え方』515-6頁

極端ななし、教育の義務（憲法 26 条）、勤労の義務（憲法 28 条）、納税の義務（憲法 30 条）という日本国民の三大義務の中のいくつか、あるいはすべてを放棄してきた高齢者にさえも、（一種のペナルティと解釈し得る）ミーンズ・テスト<sup>3</sup>（資産調査）なしで7万円の最低保障年金を給付し続け、しかもそのための財源として、中・高所得者の負担を期待した年金目的消費税を創設するという案を争点のトップにもってくれば、総選挙で与党と戦えるかもしれないと、野党に信じ込ませた国民の寛大さというのは、実にたいしたものである。おそらく彼ら民主党の言う最低保証年金は、ホームレスのひとたちにも給付されるようになるのであろうが、最低保障年金というのは、ホームレスを増やす方向に働くのであろうか、それとも減らすように作用するのであろうか——悩ましい問題である。最低保障年金の受給年齢までは所得ゼロのホームレスでも、誕生日を迎えたらいきなり7万円の年金をもらうことができるというのである——なんとも不思議な制度であり、そのための費用負担として、主に中・高所得者が支払う年金目的消費税を創設したいらしい。

民主党の言う最低保障年金とは、「ミーンズ・テストなしの生活保護」のような性格を持っているのに、そういう制度のための費用負担を許容する<寛大な中・高所得者が住む国

<sup>1</sup> Cichon, M. (1999), "National Defined-Contribution Schemes: Old Wine in New Bottles?" *International Social Security Review*, 52, pp. 87-105.

<sup>2</sup> 改革前の中高所得層への基礎年金は次第になくされ、たとえば、1997年には59%であった所得代替率が改革後の2010年には52%に引き下げられていくことになっている。

<sup>3</sup> 基礎年金の方が生活保護よりも給付水準が低いのは大いに問題であると、胸を張って言うことのできる人は、ミーンズ・テスト、スティグマという専門用語を、調べてくださいませ。「スティグマ」という言葉を理解できるかどうか、このあたりが、社会保障を専門とする経済学者と社会保障<でも>の経済学者の分岐点になる・・・と、よく話しております。「ミーンズ・テストにとまなうスティグマ」の意味が分からないのであれば、基礎年金と生活保護を比較して、なんの勘のと発言されないことをお勧めします。何も知らないで発言したことを、少し賢くなった後に後悔されることになりかねないと思いますので、老婆心ながら。

>は、世界中のひとびとがうらやむある種ユートピアであるのかもしれない——<ユートピア>とは、『ユートピア』の著者トマス・モアの造語であり、これはどこにも存在しないという意味を表す。

参院を民主党が制し、福田首相になってにわかに脚光をあびはじめた基礎年金の財源を消費税にするという話題は、「制度移行の問題」という、これまで基礎年金の租税方式支持者や年金財政シミュレーションを幾度となく行ってきた人たちが、おもしろいほどに誰も考えてこなかった問題を、乗り越えてもらわなければならないのである。

なお、本日のコメントでは、「質問」に辿りつく前に、次のようなパワーポイントを紹介していった。

### 「勿凝学問41 肥満訴訟よりは勝ち目があると思う年金未納推奨訴訟」(2005年10月29日脱稿) I

- 厄介な問題は、いつの時代でも面倒な問題として取り扱われる、戦争が終わった後の「退役軍人」の処遇です。いまの状況で、大学院生の新入生が年金をテーマにして研究をやりたいと言ったとき、それを認めるのには、かなりの無責任さが必要です。世間にはそうした無責任さを備えた人もいますでしょうけど、その人が、自分の子どもが年金をテーマにして研究者の訓練をスタートしたいと言ったとすれば、おそらく考え直すように言うでしょう。ゆえに、年金研究者というのは先細りしていくとは思いますが、これまで年金を専門としてきた中堅、古参の研究者は、今も、そしてこれからも存在する。彼らの言動は、年金論議の攪乱要因として、今後しばらくは存続するとは思いますが。

－ 権丈(2006)『医療年金問題の考え方』545頁



## I つづき

- また、2004年の年金騒動とここ数年の研究費バブルとが重なったなか、多くの研究機関が、年金をテーマとした研究プロジェクトを立ち上げています。彼らは、決算の都合もあるために、シンポジウムを開いたり報告書をまとめなければならない。この種の動きもちょっとした年金論議の攪乱要因となるかもしれませぬ。

– 権丈(2006)『医療年金問題の考え方』545頁

16



「君が論文の中であげている数多くの既存研究が 2005 年に集中しているのは、2004 年に立ち上げられた研究プロジェクトのせいだと思う。君が参加している生産性本部の駒村康平編(2005)『年金改革——安心・信頼のできる年金制度改革』は、その典型だろう。その後、この<生産性本部グループ>は、ここにまとめたことを繰り返し言いつづけていく」(「勿凝学問 62 [選択のときへの選択のとき](#)」参照)。

「今日の報告も、<生産性本部グループ>の流れかな (笑)」。

「勿凝学問41 肥満訴訟よりは勝ち目があると思う年金未納推奨訴訟」(2005年10月29日脱稿) II

- 未納者のみなさまに、是非とも「年金未納推奨訴訟」を起こすことをお薦めしたいのである。未納していると後悔する話であるのに、なぜわれわれ未納者に、未納でいる方が得であると思わせるような情報を世間に流しつづけたのかと。いま、アメリカで話題になっている肥満訴訟よりも、勝算はあると思う。  
- 権丈(2006)『医療年金問題の考え方』536-37頁

17



## II つづき

- なお、ここで注意して欲しいのは、訴訟の相手は、政府ではないということである。政府はみなさんに未納でいることが得であるような確信を与える言質は、いっさい与えていない。そのことは、将来、わたくしが法廷で証言してもよい。みなさんが賠償金を請求する相手は、「年金はすでに破綻している」と断定的に言い切って、その言葉をみなさんの心の底に確信として刻んできた研究者、政党であるし、

18



## Ⅱ つづき

- さらには「基礎年金と生活保護の給付水準を比較すれば、基礎年金への保険料拠出のインセンティブはないと考えられる」、「将来、生活保護受給者が増える」という形で、みなさんに、将来、生活保護に簡単に頼ることができるのかと期待をいだかせてきた研究者、政党である。これほど、無垢な国民を不幸におとしめる有害かつ無責任な言葉を、いったい誰が発言しているのかを、将来の賠償金請求のために、いまからしっかりとメモしておくことを強くすすめたい。



学会終了後、報告者と、あとひとりの若い研究者とともに喫茶店に行く。

「生きていくのにいろいろと大変だろうけど、朱に交わっても赤くなるなよ」——と、本当のコメントをして、本日の仕事を終了。